

後期高齢者医療制度 が始まります

平成20・21年度の保険料率

来年4月から

平成20年4月から現行の老人保健制度に変わり『後期高齢者医療制度』が始まります。この制度の対象となる被保

険者は、75歳以上の方です。

(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も対象となります)

制度の運営は「北海道後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は各市町村が行います。

保険料の 仕組みは？

医療給付等に必要な財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除く、被保険者の保険料(1割)と、国や道、市町村からの公費(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)で構成されます。保険料は被保険者ごとに算

保険料率は？

定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額(均等割額」といいます)と、所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。

個人の保険料は、均等割額と所得割額からなる「保険料率」で計算されます(表1)。

基本的に、道内均一ですが、一人当たりの平均老人医療給付費が著しく低い市町村の保険料率は、制度施行時から6年間、暫定的に軽減されます。

保険料率は、平成20・21年度において、年間、均等割額が4万3千143円、所得割率が9・63%です。

これは、11月22日開会の広域連合議会で制定された保険料条例で決まったものです。

保険料の 軽減と減免は？

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます(表2)。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間所得割がからず、均等割額が5割軽減されます。

なお、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割、2千100円の負担となります。

そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

年間の 保険料額は？

料と同様に、年金から自動的に差し引かれます。ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、各市町村の条例で定める納期ごとに、納付書などの方法で納めることになります。

被保険者が1年間に支払う保険料額は、次ページの表3を参考にしてください。なお、保険料の年間の限度額は、50万円となります。

問い合わせ先

役場住民課税務保険係(☎2-3406)、または北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601、または290-5602)

表1 「保険料額の求め方」

$$\text{均等割額}43,143\text{円} + \text{所得割額}(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額}33\text{万円}) \times \text{所得割率}9.63\%$$

なお、年間の総所得金額等が5,074,102円以上の方の保険料は、50万円が限度額となります。保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

表2 「均等割の軽減について」

総所得金額等が下記の金額の該当する場合	軽減額（軽減割合）	均等割額
33万円以下の世帯	30,201円（7割軽減）	12,942円
33万円 + (24万5,000円 × 世帯に属する被保険者数（被保険者である世帯主は除く。)) 以下の世帯	21,572円（5割軽減）	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数) 以下の世帯	8,629円（2割軽減）	34,514円

※ 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

表3 「平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険保険料額の試算(年額)」

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

例1) 1人世帯の場合

総所得金額等	33万円	40万円	60万円	100万円	140万円	180万円
(参考:年金収入のみ)	(153万円)	(160万円)	(180万円)	(220万円)	(260万円)	(300万円)
保険料額	12,900円	19,600円	60,500円	107,600円	146,100円	184,700円

例2) 夫婦2人世帯の場合(2人とも75歳以上)

		①	②	③	④
総所得金額等 (参考:年金収入のみ)	夫	33万円 (153万円)	60万円 (180万円)	100万円 (220万円)	160万円 (280万円)
	妻	33万円 (153万円)	33万円 (153万円)	33万円 (153万円)	33万円 (153万円)
保険料額	夫	12,900円	47,500円	99,000円	165,400円
	妻	12,900円	21,500円	34,500円	43,100円

※ 夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、年金が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。

※ 表2の判定方法により、①は60,402円、②は43,144円、③は17,258円が軽減されています。



■受けられる給付で申請が必要なものは？

後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行います。申請が必要なものもあります。

病気やけがでかかった医療費が高額になった場合に自己負担限度額を超えた分が給付される高額療養費や、被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費などで、現行の国保や老人保健制度と基本的には同じです。

また、新たに「高額介護合算療養費制度」という仕組みが設けられ、医療でかかった自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減します。これらの給付を受けるには、現行の老人保健制度と同じく、各市町村担当窓口へ申請してください。

なお、広域連合では、後期高齢者に対する健康診査を実施します。詳細は、別途お知らせします。